

令和6・7年度建設工事競争入札参加資格審査 技術等評価項目の審査基準

評 価 項 目	点 数
<p>1 完成した市営建設工事及び市上下水道局建設工事の種類ごとの工事成績</p> <p>(1) 平成30年4月1日から令和5年3月31日までに、完了検査を実施したもので請負金額(税込)が130万円以上の工事を対象とする。</p> <p>(2) 工事の請負金額は、変更分を含めた最終金額とする。</p> <p>(3) 特定共同企業体施工に係る工事成績評定点は、各構成員も同一の成績評定点とみなす。請負金額は出資割合を乗じた額とする。</p> <p>(4) 年度毎に請負金額と工事成績評定点の積を合計した値を請負金額の合計の値で除し、5か年度分の評定点を求め、それらの合計値を請負実績がある年度の数で除し、小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入し、整数止めをした点数を成績評定点とする。</p> <p>各年度の評定点＝</p> $\left[ \frac{(A \text{ 工事の請負金額} \times \text{評定点}) + (B \text{ 工事の請負金額} \times \text{評定点}) \cdots}{A \text{ 工事の請負金額} + B \text{ 工事の請負金額} \cdots} - 65 \right] \times 2$ <p>(注1)「65」： 工事成績評定点の基準点数  (注2)「2」： 技術評価点数のウエイト(係数)</p>	+70～－156
<p>2 競争入札参加資格の停止の状況</p> <p>(1) 令和3年度及び令和4年度を対象期間とする。(最大24月)</p> <p>(2) 通算の月数(2回以上の場合は、重複していない月数)とする。</p> <p>(3) 通算の月数に1月に満たない日数が生じた場合は、16日以上の場合は1月とし、15日以下の場合は0月とする。</p> <p>(4) 開始月又は終了月等に1月に満たない日数が生じた場合は、その合計日数を31日で1月として算出し、16日以上の場合は1月とし、15日以下の場合は0月とする。</p> <p>(5) 対象期間において、1事案で1月に満たない日数の場合は、1月とする。</p>	月数×－10
<p>3 盛岡市優良建設工事表彰(盛岡市優良下請業者表彰を含む。)受賞の実績</p> <p>令和4年度又は令和5年度において、盛岡市優良建設工事表彰(盛岡市優良下請業者表彰を含む。)受賞の実績を有する場合は評価する。</p>	1件につき +20 (上限+40)
<p>4 障がい者の雇用状況</p> <p>(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障がい者の雇用に関する状況の報告義務があり、令和5年6月1日現在において、法定雇用障害者数を達成している場合は評価する。</p> <p>(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障がい者の雇用に関する状況の報告義務がないが、令和5年9月30日現在において、障がい者を常時雇用している場合は評価する。</p>	+20
<p>5 新規学卒者の雇用状況</p> <p>次に掲げる者を、令和4年2月1日～令和5年9月30日までの間に採用し、令和5年9月30日まで継続して常時雇用している場合は評価する。</p> <p>(1) 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中等部若しくは高等部、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校を卒業後3年以内の者</p> <p>(2) 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練又は同法に規定する認定職業訓練(在職者訓練を除く。)の課程を修了後3年以内の者</p>	1人につき +15 (上限+45)

技術等評価項目の審査基準（つづき）

評価項目	点数
<p>6 環境に配慮した経営の状況</p> <p>令和5年9月30日現在において、いわて地球環境にやさしい事業所認定制度の認定基準★★★又は★★★★を取得している場合は評価する。ただし、国際規格14001の認証取得の場合は加点しない。</p>	+10
<p>7 道路の除排雪業務活動の状況</p> <p>令和3年度又は令和4年度において、次に掲げる実績を有する場合は評価する。ただし、重複加点は行わない。</p> <p>(1) 国・県・市町村道等の除排雪業務（融雪剤散布を含む。）の受注実績。ただし、資格者区分「乙」の者にあつては、盛岡市内の業務に限る。</p> <p>(2) 盛岡市内の市道・農道・林道の除排雪業務（融雪剤散布を含む。）の奉仕活動実績</p>	(1)+50 (2)+20 (重複加点なし 上限+50)
<p>8 地域貢献活動等の状況</p> <p>(1) 盛岡市消防団員の常時雇用状況</p> <p>令和5年9月30日現在において、盛岡市消防団の団員に任命されている者を常時雇用している場合は評価する。</p> <p>(2) 保護観察対象者等の雇用に係る就労支援状況</p> <p>令和5年9月30日現在において、保護観察対象者等の雇用に係る協力雇用主として登録している場合は評価する。</p> <p>(3) 障害者就労施設等からの継続的な物品等の調達状況</p> <p>令和3年度又は令和4年度において、盛岡市内の障害者就労施設等から5万円以上物品又は役務の調達を行った場合は評価する。</p> <p>(4) 子育て支援状況等</p> <p>令和5年9月30日現在において、次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法による一般事業主行動計画を策定している場合は評価する。</p>	1人につき +10 (上限+40)  +10  +10  +10
<p>9 災害対応活動の状況</p> <p>次に掲げる実績を有する場合は評価する。</p> <p>(1) 令和5年9月30日現在において、市と「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結している場合又は市上下水道局と「災害応急復旧工事等に関する協定」を締結している場合は、20点加点する。</p> <p>(2) 令和3年度又は令和4年度において、市又は市上下水道局が発注した次のいずれかの受注実績（下請を含む。）がある場合は、20点加点する。</p> <p>ア 災害復旧関係の工事等</p> <p>イ 公共土木施設又は建築物に係る緊急修繕業務</p>	+20又は +40
<p>10 コンプライアンスの取組状況</p> <p>(1) 令和5年9月30日現在において、コンプライアンスに関するマニュアルを作成しており、マニュアルには次に掲げる事項が含まれている場合は、10点加点する。</p> <p>ア 経営者による基本方針の表明</p> <p>イ 企業行動指針</p> <p>ウ 社内組織の設置</p> <p>エ 相談窓口の設置</p> <p>オ 内部通報窓口の設置</p> <p>カ 役職員の具体的な行動指針</p> <p>キ 違反者に対する措置</p> <p>(2) 令和4年度又は令和5年度において、コンプライアンスに関する研修会若しくは講演会等を実施したことがある者は、10点加点する。</p>	+10又は +20